

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
がん対策推進室

一 目 次 一

がん対策について

1. がん対策推進基本計画の見直しについて	1
2. がん対策予算について	1
3. 小児がん対策について	2
4. がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修について	3
5. がん検診について	3
6. がん診療連携拠点病院の整備について	4

}

がん対策について

がんは、我が国において昭和56年より日本人の死因の第1位であり、現在では、年間30万人以上の国民が亡くなっている。また、生涯のうちにがんに罹る可能性は、2人に1人と推測されている。

このような状況の中、平成18年6月に、「がん対策基本法」が成立（議員立法）し、平成19年4月より施行されるとともに、平成19年6月には、同法に基づき、「がん対策推進基本計画」が策定（閣議決定）されたところである。

1. がん対策推進基本計画の見直しについて

がんは、昭和56年以降我が国における最も大きな死亡原因となっており、現在では年間死者数が30万人を超え、亡くなられる方の3人に1人の方が、がんによるものである。（参考1）

また、高齢化社会の進展等により、生涯のうちにがんに罹る可能性は、国民の2人に1人と推計されており、日本人にとって国民病といつても過言でない状況にある。

こうした状況を踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年に「がん対策基本法」（以下「基本法」という。）が成立し平成19年4月に施行された。さらに平成19年6月には、基本法に基づき、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となる「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された（参考2）。

基本計画は、基本法において、少なくとも5年ごとに検討し、見直すこととなっているため、厚生労働省で、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、平成24年6月までに基本計画の見直しを行うこととしている。見直しに当たっては、専門的な知見を要する分野である「小児がん」、「緩和ケア」、「がん研究」について協議会の下に専門委員会を設置し、報告書が協議会へ提出された。

平成23年12月26日に基本計画見直しの骨子を協議会に提出し（参考3）、平成24年2月1日に基本計画素案を提示したところである。

都道府県においては、国の基本計画の見直しを踏まえ、「都道府県がん対策推進計画」及び「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組（通称アクションプラン）」（以下「都道府県計画等」と総称する。）について検討し、必要に応じて変更するよう努める必要があるため、都道府県計画等の変更に向け検討をお願いしたい。

2. がん対策予算について

がん対策については、基本法及び基本計画の見直しを踏まえ、平成24年度においても引き続き、より一層の充実を図っていくこととしている。

平成24年度予算案（参考4）においては、小児がん対策や在宅緩和ケアに関する取組を強化することとしており、主に以下の事業を盛り込んだところである。

- ① がん診療連携拠点病院機能強化事業（32.3億円）において、小児がん対策を推進するため、診療や緩和ケアを行うがん医療従事者の育成、小児がん患者への相談支援及び療育環境を確保するためのプレイルーム運営費等の事業を補助メニューとして追加する。（参考5）
- ② 同じくがん診療連携拠点病院機能強化事業（32.3億円）において、がん患者自身が住み慣れた地域での療養生活を希望する等のニーズに応じた医療を提供するため、がん診療連携拠点病院と地域の診療機関が連携し、切れ目のない質の高い緩和ケアを提供できる体制整備を図るための事業を補助メニューとして追加する。（参考6）
- ③ 都道府県がん対策推進事業（9.4億円）において、がん登録を推進し、がんの罹患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん診療連携拠点病院と同様の院内がん登録を行うことにより、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域のがん対策の推進を図るための事業を補助メニューとして追加する。

これらの事業の詳細については、追ってお示しすることとしているが、各都道府県におかれでは、都道府県計画等の目標達成に向け、新規事業を含めたがん対策の実施に必要な財源の確保について特段の御配慮をお願いする。また、がん検診の推進については、引き続き管下市町村への助言・指導をお願いする。

3. 小児がん対策について

小児においてがんは病死原因の第1位であるにもかかわらず、基本計画に小児がん対策はほとんど盛り込まれていないことから、基本計画見直しにおいて小児がんを分野別施策に追加する予定としている。また、平成24年度予算（案）に新たに小児がん対策を盛りこみ、小児がん対策を推進することとした。

具体的には、小児がん拠点病院（仮称）を指定することにより、質の高い医療体制を構築し、小児特有の専門知識や専門施設を備え、がん患者や家族のニーズに合った医療環境を提供するために、診療や緩和ケアを行うがん医療従事者の育成、小児がん患者への相談支援及び環境整備を確保するためのプレイルームの運営等に必要な経費について「小児がん拠点病院機能強化事業」で財政支援を行う。

また、全国の小児がんに携わる医師や緩和ケアの指導者に対して、小児がん患者への緩和ケア研修を実施し、小児領域においても質の高い緩和ケアの効果を生み出すため、「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業費」を計上する。

さらに、医療施設以外の必要な施設（小児がん患者の家族の宿泊室や相談室等）の整備を行うために、「小児がん拠点病院（仮称）の施設整備費」を計上している。

なお、小児がん拠点病院の指定要件等については、今後、検討会を行い決定することと

しているので、後日、連絡する。

4. がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修について

緩和ケアについては、がん患者とその家族が可能な限り質の高い療養生活を送れるよう にするため、基本計画において、重点的に取り組むべき 3 つの課題の一つとして位置づけられており、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが、個別目標（基本計画では 10 年以内。ただし、運用上は 5 年以内。）として掲げられている。

厚生労働省で、がん診療に携わる医師が基本的な知識を習得し緩和ケアを実践できるための「緩和ケア研修」が適切な内容で実施され、研修の質の確保を図ることを目的に、平成 20 年 4 月に「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号健康局長通知）を発出し、研修内容についてのモデルプログラムを定めるとともに、研修会の修了証書の発行手順等について定めたところである。

緩和ケア研修については、がん診療に携わる全ての医師に対して緩和ケアの研修の受講機会を確保するために、全国において十分な回数の研修会を開催する必要がある。各都道府県におかれても、自ら実施主体となって開催するほか、管内がん診療連携拠点病院等で緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、関係団体等と連携し、必要な支援を行うようお願いする。

緩和ケア研修会の開催に当たっては、都道府県が実施主体となる場合には、「都道府県がん対策重点推進事業（緩和ケア部分）」、がん診療連携拠点病院が実施主体となる場合には、「がん診療連携拠点病院機能強化事業」のそれぞれの対象事業とすることとしている。

なお、緩和ケア研修会の修了証書発行件数（研修会主催責任者からの確認依頼により、当該研修会が開催指針に準拠していることを厚生労働省が確認した研修会の修了予定者数）は、平成 23 年 3 月末現在、47 都道府県で計 2 万 3 013 人であり、具体的には、参考 7 のとおりであるので、今後より一層ご尽力いただくようよろしくお願いする。

5. がん検診について（参考 8）

がん対策推進基本計画の見直しにおいて、引き続きがん検診受診率 50 % の達成を目指すとともに、科学的根拠のあるがん検診の実施やがん検診の精度管理向上に引き続き取り組む予定としている。

また、市町村が実施するがん検診については、平成 20 年度から、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられ、引き続き市町村が実施することとされたことに伴い、平成 20 年 4 月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号健康局長通知）を発出し、改めてがん予